

中間報告



日弁副会長 村田 実

日本弁理士会の副会長に就任して5ヶ月程度が過ぎましたが、私が担当している分野の状況等について概略を報告させていただきます。

1. 倫理委員会

本年度から始まった倫理の義務研修の講師を当委員会から派遣するようになっており、このような講師役の実行と共に、研修所の協力を得つつ講師養成のための研修を重ねております。

また、次年度以降も義務研修が継続して行われ、しかも弁理士登録後5年毎の義務研修も近い将来開始されることから、講師の陣容をより充実させるために、講師養成のための研修を受けてもらう講師予定者を追加する予定です。

さらに、最近では、会員からの倫理に関する質問に対する回答を行う機関としても機能するようになりました。

2. 綱紀委員会

例年になく大きな作業として、過去に扱った綱紀および審査に関する事例を整理して、来年3月末までには会員に公表する予定です。綱紀、審査の事例を会員に知らせることにより、会員が倫理の問題を起こさないようにする上で少しでも役立てばと思っております。

3. 審査委員会

JPAAジャーナルに告示されたように既に1件の処分が実行され、近々もう1件の処分が出される予定であり、さらに1件が新たに審査の対象にあがりました。このように処分の数が増えてくると、弁理士の数が大幅に増大したときはどうなるのだろうかという頭痛が痛くなります。なお、当委員会の処分が厳正

かつ公平に行われるよう、処分の基準作りについて考慮中です。

4. 選挙管理委員

選挙管理委員会から送付した内封筒を用いない投票は無効であるということを確認しました（令規改正の予定）。また、郵便投票の用語を厳格に解釈して、宅配便や直接持参は認めない扱いとなります。このような投票についての注意は、9月に説明会を開いて会員に対して周知しました。

5. 総合政策委員会

弁理士の手数料がどの程度であるかについてのアンケートを特許事務所宛に行うべく、現在準備中です。アンケート結果は弁理士会ホームページ等で公表する予定です。知的財産の専門家のいない中小企業や個人からは、弁理士手数料がよくわからないという指摘を受けることが多く、このため手数料が高すぎるといふ弁理士への苦情に直結しています。本年度はとりあえず、国内依頼人（中小企業や個人に限定）からの国内出願（特許、実用新案、意匠、商標）に限定して、アンケートをとる予定です。公表されたアンケート結果が、弁理士手数料についての透明化や中小企業等への理解の一助になればと思っております。

6. 国際政策委員会

従来からある国際活動委員会および海外協力委員会の2つの委員会に加えて、本年度から新規に設立された3番目の国際関係の委員会となります。当委員会は、国際関係全般についての正副会長会の諮問機関的な位置づけと考えております。将来的に、国際活動委員会および海外協力委員会とも合体した国

ご挨拶

際センター的な機関を構想したとき、当委員会がそのヘッドとなる機能を果たすようにと考えており、本年度はその試金石の年度と言えます。当委員会の担当として、国際関係に強い神原貞昭先生を執行補佐役としてお願いしております。なお、現在までの活動は、外弁（外国法事務弁護士）の問題に集中せざるを得ない状況です。

7．弁理士への苦情相談窓口

当窓口の担当には、執行補佐役として、過去に会員関係を担当した副会長経験者である永井義久先生、竹下和夫先生、井上義雄先生の3名をお願いしました。弁理士への苦情は増加する傾向にありますが、うまく処理して頂いて非常に助かっております。

8．弁政連

私が弁政連の副会長経験者であるということで、弁政連を担当しています。正副会長会と弁政連との

意見の食い違いということも多々ありますが、この両者の接着剤の役割を果たせればと考えて行動しております。弁理士法の2次改正が終わった本年度は、1次改正で得た新規業務の定着に向けた行動、2次改正で得た特定侵害訴訟代理権のための能力担保研修をしっかりと行う時期であり、とりあえずは3次改正に向けての実績作りの時期と考えます。

その一方、知的財産戦略大綱としてまとめられた国の知的財産戦略の急速な具体化が進められており、日本弁理士会では知的財産制度改革推進会議を立ち上げて対応するようにしました。知的財産戦略は多岐に渡り、政治的な側面を抜きにはできません。今後も弁政連との連携が重要であるということは間違いのないことです。

以上